

平成29年5月11日

各位

会社名 株式会社D T S
代表者名 代表取締役社長 西田 公一
(コード番号 9682 東証第1部)
—問合せ先—
常務取締役 坂本 孝雄
(電話番号 03 - 3437 - 7522)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成29年6月22日開催予定の第45回定時株主総会に、下記のとおり、定款の一部変更について付議することを決議しましたので、お知らせいたします。

記

1. 変更の理由

(1) 新橋地区の当社事業所の一部を集約し、業務効率および組織間連携の一層の向上を図ることを目的として、本店を移転することに伴い、現行定款第3条に定める本店の所在地を東京都港区から東京都中央区に変更するものであります。

なお、本変更につきましては、第46回定時株主総会までに開催される取締役会において決定する本店移転日をもって効力が生じるものとする旨の附則を設けるものであります。

(2) 取締役の経営責任をより明確にし、経営環境の変化に迅速に対応できる経営体制を構築するため、取締役の任期を2年から1年に変更するものであります。また、これに伴い、任期調整の規定を削除するものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更定款案
第1条～第2条 (省 略)	第1条～第2条 (現行どおり)
第3条 (本店の所在地) 当社は、本店を東京都港区に置く。	第3条 (本店の所在地) 当社は、本店を東京都中央区に置く。
第4条～第18条 (省 略)	第4条～第18条 (現行どおり)
第19条 (任 期) 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。	第19条 (任 期) 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
<u>2. 増員または補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。</u>	<u>(削 除)</u>
第20条～第39条 (省 略) <u>(新 設)</u>	第20条～第39条 (現行どおり) <u>附則</u> <u>第3条の変更は、第46回定時株主総会までに開催される取締役会において決定する本店移転日をもって効力が生じるものとする。</u> <u>なお、本附則は、変更の効力発生日経過後、これを削除する。</u>

3. 変更定款の効力発生日

平成29年6月22日 (木)

以上